

区画整理だより

UR都市機構

堺都市再生事務所

発行

権利者の皆様におかれましては、土地区画整理事業の推進にご理解とご協力を賜りまして御礼申し上げます。さて今回は、「第17回土地区画整理審議会の開催報告について」他5件についてお知らせ致します。

第17回土地区画整理審議会の開催報告について

令和7年3月13日（木）に、第17回土地区画整理審議会を開催致しました。「仮換地指定に関する件」について審議をお願いし、原案どおり可決されました。

本審議により、本施行地区におきまして、すべての宅地について仮換地が指定されることとなりました。

また、本審議会の最後に、当機構が発足して20年になりますことから、その変遷をまとめましたパンフレット「URの20年」にて、ご紹介をさせていただきました。



（第17回土地区画整理審議会）

事業進捗状況について（航空写真）

写真②

写真①



航空写真①



航空写真②



住所変更等の権利変動に伴う届出について

建物等の移転に伴う住所変更や仮換地を含む宅地の売買、所有権移転等が生じた場合は、所定の様式に記入の上、届出をしていただく必要がありますので、当機構までお知らせください。

松屋町3丁及び松屋大和川5丁の住居表示について

堺市において令和6年12月23日から、二度移転Aに松屋町3丁、二度移転Bに松屋大和川通5丁が新設され、住居表示が実施されています。

以下にQ&A方式でご説明します。

● なぜ住居表示が実施されたの？

従来は地番を住所（〇〇番地〇）としていましたが、分合筆等により、地番の並びが変わることで住所が分かりにくくなる場合があります。

また、令和11年度に予定している換地処分（不動産登記簿の書換え）による地番の変更に伴って住所も変更されるため、再度の住所変更の手続きが必要になります。

そのため、地番と関係のない住所の表し方である住居表示を実施します。

具体的には、道路等で区切られた区画ごとに付けられる街区符号（○番）と建物の出入口の位置等で決まる住居番号（○号）を用いて住所を表記（○番○号）します。

この住居表示を実施することで、分かりやすい住所を保つことができます。また、換地処分によって地番が変わっても住所は変わらないため、再度の住所変更の手続きが不要となります。

● なぜ松屋町3丁や松屋大和川通5丁が新設されたの？

二度移転 A 及び B の区域は松屋町1丁及び松屋大和川通2丁の各一部にあたるため、同じ町の中で、住所の表し方が混在することのないよう、住居表示が実施される区域が松屋町3丁及び松屋大和川通5丁として新設されました。

● 松屋町3丁や松屋大和川通5丁の住所の表し方はどうなるの？

住居表示が実施された町は、町丁名以下の部分が「○番○号」という表記になります。

例：松屋町3丁○番○号、松屋大和川通5丁○番○号

なお、松屋町1・2丁及び松屋大和川通1～4丁の区域は、住所の表し方に変更はありません。

例：松屋町1丁○○番地○、松屋大和川通2丁○○番地○

● 不動産登記簿等は松屋町3丁や松屋大和川通5丁に書き換わるの？

不動産登記簿の書換えは、令和11年に予定している換地処分に合わせて行われます。（現在の不動産登記簿、通知済の「仮換地指定通知」及び通知予定の「仮換地の使用収益開始日の通知」の記載事項に変更はありません。）

● 松屋町3丁や松屋大和川通5丁に建物を新築した時の住所の届け出はどうするの？

転居等のお手続きの前に、建物の住居番号を決める必要があり、堺区役所の市民課にお届けいただく必要があります。必要な書類は下記の通りです。

- ① 底地重ね図等の付近見取図の代わりになる図面
- ② 配置図などの敷地・建物形状と主要な出入口がわかる図面
- ③ 集合住宅の場合は、各階平面図等、部屋番号がわかる図面

◎住居表示に関するお問い合わせは

堺市役所戸籍住民課住居表示係まで（TEL：072-228-8473）

お引越し時に必要な手続きは

堺市HPの「転入転出手続きナビ」が便利です。

堺市 転入転出手続きナビ



土地区画整理事業地区内の土地の管理について（お願い）

《適正な管理をお願いします》

土地区画整理事業によりお引渡しした土地について、近隣住民の方にご迷惑をおかけしないよう、適正な管理とご配慮をお願いいたします。

◇例えば、雑草等が繁茂したまま、長期間放置されると、

- ・害虫の発生の原因につながる恐れがあります。
- ・廃棄物等の不法投棄場所になってしまう恐れがあります。
- ・火災発生の原因につながる恐れがあります。

みなさまのご理解とご協力の程、よろしくお願い致します。

当機構堺都市再生事務所の人事異動について

ご報告が遅くなりましたが、令和7年4月1日付で人事異動がありましたのでご報告させていただきます。

今後は下記メンバーが、これまでの経緯を引継ぎ、業務に取り組んでまいりますので、引続き、本事業へのご理解とご協力の程、よろしくお願い致します。

- | | | | |
|------------|------|----|---------|
| ○堺都市再生事務所長 | 異動なし | | |
| ○堺都市再生事務所 | 副所長 | 林 | → 西原 |
| ○企画補償課 | 担当 | 仙波 | → 湊上 |
| ○事業調整課 | 異動なし | | |
| ○事業計画課 | 主幹 | 後藤 | → 主査 由良 |
| ○工事課 | 異動なし | | |

土地区画整理事業に関する問い合わせ先

ご不明の点やわからないことがありましたら、当機構までお気軽にお問い合わせください。

独立行政法人都市再生機構西日本支社

堺都市再生事務所

〒590-0906

堺市堺区三宝町4丁274番地2

TEL：072-282-7722

堺事務所HP：URL

(<https://www.ur-net.go.jp/produce/case/sakai-sambo/index.html>)



UR都市機構

